

岩手県告示第136号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成25年3月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

区域名	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域に係る当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
役場後	一関市千厩町千厩（別紙図面のとおり。）	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。
小羊	〃	〃	〃
宮敷	〃	〃	〃
北方	〃	〃	〃
草井沢	〃	〃	〃
上駒場	〃	〃	〃
梅田	〃	〃	〃
三島	〃	〃	〃
神子の沢（1）	一関市千厩町磐清水（別紙図面のとおり。）	〃	〃
神子の沢（2）	〃	〃	〃
上川原の1	一関市千厩町奥玉（別紙図面のとおり。）	〃	〃
落合	一関市千厩町清田（別紙図面のとおり。）	〃	〃
落合の沢	〃	土石流	〃
落合の沢2	〃	〃	〃

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県県土整備部砂防災害課及び県南広域振興局土木部千厩土木センター並びに一関市役所に備えておいて縦覧に供する。